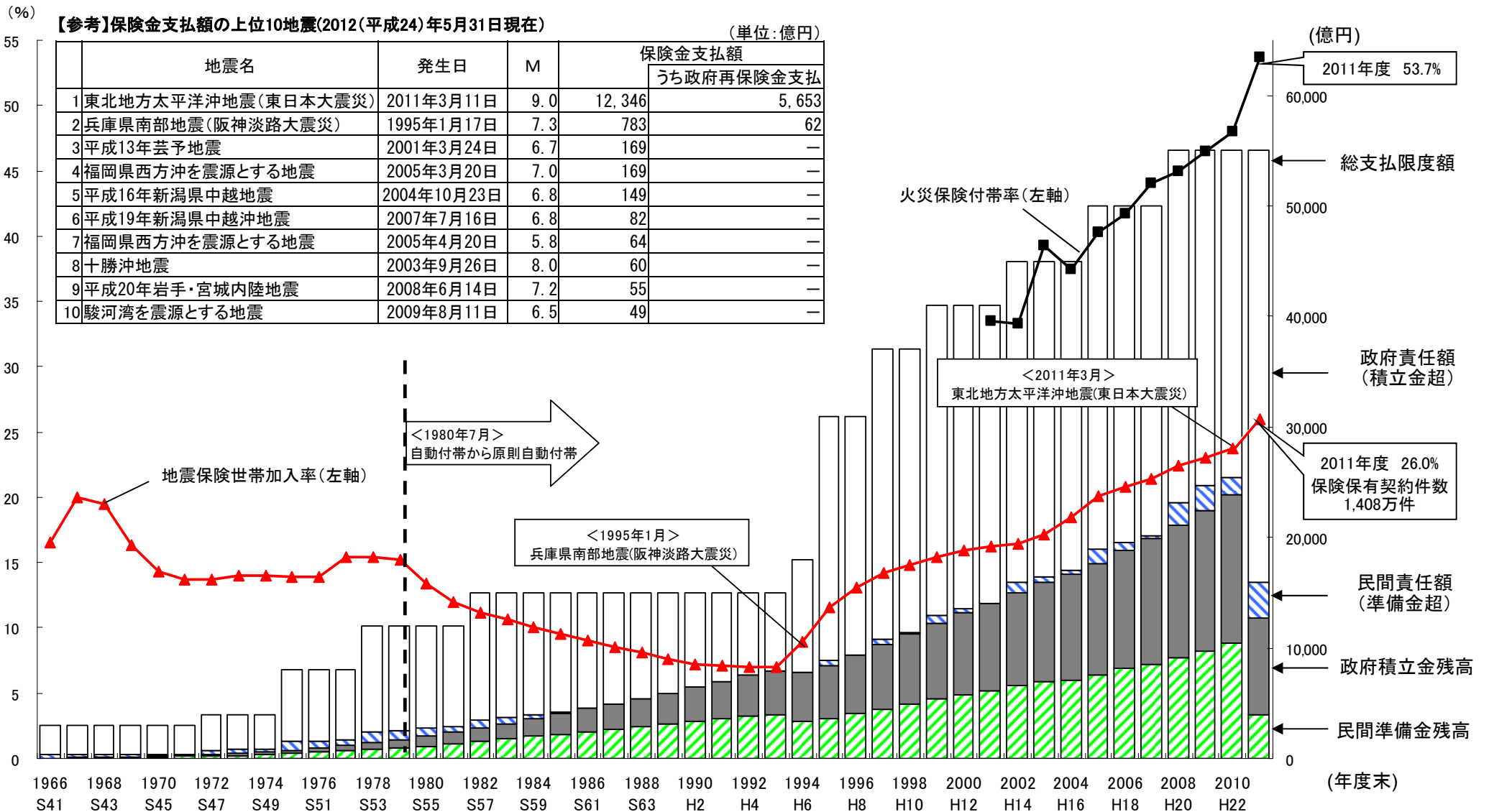


地震保険制度の概要

法：地震保険に関する法律 昭和四十一年五月 法律第七十三号
 施行令：地震保険に関する法律施行令 昭和四十一年五月 政令第六十四号
 施行規則：地震保険に関する法律施行規則 昭和四十一年六月 大蔵省令第三十五号

1. 制度の趣旨	保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。（法第1条）																										
2. 対象危険	地震・噴火又はこれらによる津波（以下、「地震等」という。）を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（法第2条） （注）72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす（但し、被災地域が全く重複しない場合はこの限りでない）。（法第3条）																										
3. 対象物件	住宅（店舗と併用のものを含む）、家財（1個30万円を超える貴石等の贅沢品を除く）（法第2条、施行規則第1条）																										
4. 契約方法	火災保険契約に附帯（地震保険単独は不可）（法第2条）（注）火災保険契約に原則自動附帯（選択により附帯を外すことも可）																										
5. 付保割合	火災保険金額の30%～50%の範囲（法第2条）																										
6. 保険金限度額	住宅5,000万円、家財1,000万円（施行令第2条）																										
7. 損害査定区分	全損（建物→主要構造部損壊割合50%以上）：保険金額の全額、半損（同20%以上50%未満）：同半額、一部損（同3%以上20%未満）：同5%（施行令第1条）																										
8. 加入制限	大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発せられたときは、同法に基づき「地震防災対策強化地域」として指定された地域内に所在する保険の目的について、地震保険契約を締結することができない。（法第4条の2）（注）現在、東海地震についてのみ地域指定がなされている。																										
9. 保険料	<p>保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない（＝利潤を含まない→ノーロス・ノープロフィットの原則）。（法第5条）</p> <p>保険料率は、危険度に応じて、地域別（都道府県）・構造別（木造・非木造）に設定。耐震性能に応じた割引あり。</p> <p>【年間保険料（地震保険の保険金額1,000万円あたり）】</p> <table border="1" data-bbox="577 858 1176 1204"> <thead> <tr> <th>等 地</th> <th>非木造</th> <th>木造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6,500円</td> <td>12,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td>①</td> <td>6,500円</td> <td rowspan="3">15,600円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4</td> <td>①</td> <td>9,100円</td> <td rowspan="3">21,500円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td rowspan="2">16,900円</td> <td>30,600円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>31,300円</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1238 858 1980 1098" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1等地：岩手、秋田、山形、福島、栃木、群馬、富山、石川、福井、鳥取、島根、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島</p> <p>2等地：北海道、青森、宮城、新潟、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、岡山、広島、大分、宮崎、沖縄</p> <p>3等地：①香川 ②茨城、山梨、愛媛 ③埼玉、大阪</p> <p>4等地：①徳島、高知 ②千葉、愛知、三重、和歌山 ③東京、神奈川、静岡</p> </div> <p>※耐震性能に応じた割引として、耐震等級割引（10%～30%）、建築基準年割引（現行建築基準法施行（昭和56年6月）以降建築：10%）、免震建築物割引（30%）、耐震診断割引（10%）がある。</p>	等 地	非木造	木造	1	5,000円	10,000円	2	6,500円	12,700円	3	①	6,500円	15,600円	②	9,100円	③	10,500円	4	①	9,100円	21,500円	②	16,900円	30,600円	③	31,300円
等 地	非木造	木造																									
1	5,000円	10,000円																									
2	6,500円	12,700円																									
3	①	6,500円	15,600円																								
	②	9,100円																									
	③	10,500円																									
4	①	9,100円	21,500円																								
	②	16,900円		30,600円																							
	③			31,300円																							
10. 政府再保険	政府と民間損害保険会社（再保険会社）の再保険契約においては、「1回の地震等」当たりの官民保険責任額を定める。また、支払保険金総額が政令で定める一定額に達するまでは全額民間負担とし、一定額を超えると政令で定める割合で官民それぞれ負担するように定める（政府保険責任額については国会の議決を得る）。（法第3条）（注）現在、3層構造（レイヤー）で官民保険責任額を定めている。																										
11. 総支払限度額	支払保険金総額が政令で定める一定額を超える場合には、同額の範囲内に支払保険金総額が収まるように支払保険金をプロラタ削減。（法第4条、施行令第4条）（注）総支払限度額は関東大震災級地震再来を前提として算出。																										
12. 政府による資金の斡旋・融通に係る努力義務	政府は、地震保険契約による保険金支払いのため特に必要があるときは、保険会社等に対し、資金のあっせん又は融通に努めるものとする。（法第8条）																										

世帯加入率・火災保険付帯率・総支払限度額・準備金の推移



(注1) 官民保険責任額は1回の地震等当たりのもの。政府積立金残高と同残高を超える政府責任額の合計が1回の地震等当たりの政府責任額、民間準備金残高と同残高を超える民間責任額の合計が1回の地震等当たりの民間責任額となる。そして、1回の地震等当たりの政府責任額と民間責任額の合計が1回の地震等当たりの総支払限度額となる。

(注2) 1986(昭和61)年度から1994(平成6)年度の間、民間準備金残高は1回の地震等当たりの民間責任額を上回っており、上記グラフにおいて、この間の1回の地震等当たりの総支払限度額と民間準備金・政府積立金残高合計額の乖離(白抜き部分)は、政府積立金残高を超える1回の地震等当たりの政府責任額から1回の地震等当たりの民間責任額を超える民間準備金残高を控除した額となる。

(注3) 2011(平成23)年度末の政府積立金残高及び民間準備金残高は見込み。